

こ放第 145 号
令和 2 年 4 月 24 日

放課後児童健全育成事業所 運営法人及び運営主体各位

横浜市こども青少年局
放課後児童育成課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う利用の自粛について（通知）
＜新型コロナウイルス感染症関連通知 その 19＞

日頃から、本市の放課後施策にご協力いただき、誠にありがとうございます。

令和 2 年 4 月 7 日の緊急事態宣言を受け、神奈川県の基本的人考え方及び国の事務連絡を踏まえ、本市としての対応をお示しているところです。

この度、神奈川県から「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う保育所等の登園自粛要請について」事務連絡がありました。

本市としては、県のこの度の要請以前から、保護者の皆様に対して、家庭で過ごすことが可能な場合には、利用を控えていただくようお願いをしております。

しかしながら、現在も新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いており、市内の保育所等においても新型コロナウイルス感染症の陽性となる関係者が出るなど、保育所等への影響も出てきています。

そこで、改めて本市の対応方針をお示いたしますので、事業所内での感染を防止し、社会全体での流行を食い止めるために一層のご協力をお願いします。

1 放課後健全育成事業所の対応方針（下線部分が通知＜その 16＞からの変更部分）

原則として開所とします。

併せて、ひとり親などで仕事を休むことが困難な方や、県が継続を求める事業に従事している方[※]以外の保護者については、今一度、家庭で過ごすことが可能な場合には、利用を控えていただくよう、改めて自粛をお願いすることとします。

ただし、単に業種のみで判断するのではなく、真に必要としている児童の利用を断ることのないようお願いします。

※県が継続を求める事業に従事している方については、別紙 1 にてご確認ください。

2 保護者への周知について

今回の対応に関する保護者への周知については、本市が作成した「お知らせ文」（別紙 2）をご利用ください。

なお、既に利用を控えている保護者の方にお渡しいただく必要はありませんので、各事業所で適宜必要な方にお渡しください。

＜添付資料＞

- ・別紙 1：令和 2 年 4 月 23 日付神奈川県事務連絡
- ・別紙 2：保護者へのお知らせ文

横浜市こども青少年局放課後児童育成課

担当：大岩、唐澤、浅野目、芳村（放課後キッズクラブ）

TEL：671-4068

担当：田邊、土橋（放課後児童クラブ、放課後児童健全育成事業）

TEL：671-4446

事務連絡
令和2年4月23日

各市町村子ども・子育て支援新制度主管課 御中

神奈川県福祉子どもみらい局
子どもみらい部次世代育成課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う保育所等の登園自粛の
要請について

本県の保育行政の推進につきましては、日ごろからご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年4月7日に緊急事態宣言が行われて以後、県は、県民の社会生活の維持に必要な事業活動に従事する方（いわゆる「エッセンシャル・ワーカー」）等が必要とする保育を確保する観点から、保護者の皆さんに対する登園自粛の要請を行っていませんでした。しかしながら、4月10日以降、保育所の職員の方が感染したことによる臨時休園を余儀なくされる保育所等が発生するなど、このままでは保育所等における大規模な感染の発生も懸念される状況になってきています。

こうした状況を踏まえ、県としても、感染拡大の防止のため、保育所等に通う子どもの数を必要最小限にするための協力を要請することとしました。具体的には、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方や、県が継続を求める事業に従事している方（別添参照）以外の保護者に対して、保育所等への登園・通所の自粛をお願いします。

各市町村においては、既に独自の登園・通所の自粛を要請されていると承知していますが、今般の県からの要請を踏まえ、別紙をご参照の上、管内の保育所等に周知いただくとともに、保護者の皆様に今回の登園・通所自粛要請の趣旨をご理解の上、ご協力をいただくようお願いいたします。

なお、本要請は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づくものではないため、本年4月10日付けで改定された「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」については変更ありません。

問合せ先

（保育所・地域型保育・認定こども園、認可外保育施設）

保育・待機児童対策グループ 水谷、田中

電話 045 (210) 4663

（放課後児童健全育成事業）

子育て支援人材グループ 塚越

電話 045 (210) 4687

1 基本的な考え方

保育所等において保育の提供を継続すべき保護者の業種等を明示するとともに、その他の保護者の登園自粛を要請することで保育所等に通う子どもの数を必要最小限に抑制し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する。

2 保育の提供を継続すべき業種及び保育の提供の継続に配慮すべき保護者

- (1) 別添、「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」に記載のある事業に従事する者（仕事を休んで家にいることが可能な保護者を除く）
- (2) ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者など、保育の提供を継続すべき者
- (3) 妊娠・出産・傷病・障害等を要件として保育認定を受けている者、児童虐待やDV等の懸念がある者、テレワーク実施者その他保育の提供の継続を検討すべき者のうち、現況を確認した結果、市町村が保育の提供の継続が必要と判断した者
- (4) その他市町村及び保育所等が保育の提供の継続が必要と認めた者

3 保護者との調整に当たっての留意事項

上記2(1)の別添に記載の内容については、必要な業種等を網羅的に記載できているわけではないため、具体的な業種の記載がないという理由のみで機械的に自粛を求めるのは避け、1～5の各項目の業務の性質を踏まえ、個別の事情をご確認の上、対応していただくようお願いいたします。

また、登園自粛の調整に当たっては、令和2年4月17日付け事務連絡「医療従事者等の子どもに対する保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」の2に示されているとおり、差別や偏見に基づく医療従事者等の子どもに対する預かりの拒否が行われないよう十分な配慮をお願いいたします。

緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

1. 医療体制の維持

- ・ 新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者
- ・ 医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・ 高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）
- ・ 生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・ 自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者
 - ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
 - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア等）
 - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
 - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
 - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）

- ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
- ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
- ⑩ 就労者等の子どもを預かる施設（保育所、放課後児童クラブ、預かり保育等を実施している幼稚園など）
- ⑪ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

- ・ 社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者。ただし、最低限の事業継続とする。
 - ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
 - ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
 - ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
 - ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
 - ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
 - ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）

5. その他

- ・ 医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているもの
また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等

令和2年4月24日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局
放課後児童育成課長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための利用自粛について

日頃から、放課後児童健全育成事業の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

令和2年4月7日に政府による「緊急事態宣言」及び、神奈川県からの通知を受け、本市においても令和2年4月9日付のお知らせで、ご家庭での保育が可能な場合には、利用を控えていただくよう、ご協力のお願いをさせていただきました。

この度、神奈川県から「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う保育所等の登園自粛について」要請がありました。

これまでも各クラブにおいて、感染拡大防止に向けて可能な対応に努めておりますが、皆様に利用を控えていただくことで、感染拡大防止を図ることができると考えています。

社会全体の感染拡大を食い止めるためにも、ひとり親などで仕事を休むことが困難な方や、県が継続を求める事業[※]に従事している方以外の保護者の皆様には、今一度、利用の必要性をご検討いただき、ご家庭で過ごすことが可能な場合には、利用を控えていただくよう、改めてお願いいたします。

保護者の皆様やお子様にも、ご不便や様々な制限をお願いすることとなりますが、新型コロナウイルスの拡大を抑制し、早期の収束を目指すという趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

※別添資料をご参照ください。

利用方法等に関するお問い合わせについては、直接利用するクラブへお問い合わせください。

担当 こども青少年局放課後児童育成課
TEL 671-4068・4446

緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

1. 医療体制の維持

- ・ 新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者
- ・ 医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・ 高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）
- ・ 生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・ 自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者
 - ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
 - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア等）
 - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
 - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
 - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）

- ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
- ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
- ⑩ 就労者等の子どもを預かる施設（保育所、放課後児童クラブ、預かり保育等を実施している幼稚園など）
- ⑪ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

- ・ 社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者。ただし、最低限の事業継続とする。
 - ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
 - ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
 - ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
 - ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
 - ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
 - ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）

5. その他

- ・ 医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているもの
また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等